

2024年11月18日更新

# 申請者向け 登録更新手順



HPからもマニュアル(PDF)を確認・ダウンロードできます。

 新潟商工会議所  
NIIGATA Chamber of Commerce & Industry

TEL:025-290-4209

E-mail:boueki-shoumei@niigata-cci.or.jp

# 貿易登録更新のおおまかな流れ

このマニュアルで解説する更新方法について

以前、オンラインでの貿易登録を行っており、

更新通知メールを受取り、おおよそ1ヵ月以内に貿易登録の有効期間満了日を迎えるまたは、すでに満了日を超えて貿易登録が失効している方。

## 1 登録更新申請

貿易関係証明発給システムにアクセス

<https://coo.gensanchi.jcci.or.jp/>

貿易登録証に記載の商工会議所コード(0801)、

管理者ID/管理者パスワードを入力しログインしてください。

→管理者ID/パスワードを紛失した場合はこちら

<https://www.niigata-cci.or.jp/boueki-kanriid>

## 2 新潟商工会議所へ書類の提出・登録証の交付

必要項目の入力が終わると提出書類が出力できるようになります。

本人確認に必要な書類と合わせて、新潟商工会議所へ提出となります。

### 便利で簡単な「オンライン発給」について

電子版での登録が完了すると、オンラインで原産地証明書、サイン証明(の一部)が発給・申請できるようになります。来所の必要がなく、簡単に原産地証明書の作成→申請→審査→発給が可能です。(メールによる事前確認も必要ございません。)

※ご利用をご希望の方は事前に貿易証明書担当までご連絡ください。

また従来の紙での発給も行っています。必要に応じてぜひご利用ください。

# 貿易登録【更新】に必要な書類

システムへの登録(入力)作業のほかに以下の書類をご準備ください。

準備書類	新規の場合	更新の場合	登録していたが、有効期限より3年以上経っている
<b>電子システムより印刷するもの</b>			
誓約書 ※印鑑や会社印などを押したもの	○	○	○
業態内容届	○	○	○
署名届 ※サイン欄に手書きのサインを書いたもの	○	○	○
<b>各事業所で準備するもの</b>			
登記簿謄本【履歴事項全部証明書】※ (個人事業主の場合は住民票) ※間違えて現在証明書を提出される方が多くなっています <b>必ず履歴事項全部証明書をご準備ください。</b>	○	○	○
代表者(会社登記の実印)の印鑑証明書 (個人事業主の場合も印鑑証明書が必要になります)	○	不要	○
定款・団体規約・事業報告書のいずれか(コピー可) (個人事業主の場合は開業届や納税証明書のコピー)	○	不要	不要
<b>場合によっては必要になるもの</b>			
中古品を取り扱う場合 古物許可証(各都道府県の公安委員会発行)のコピー	中古品を取り扱う場合のみ必須		
代表者が外国人の場合 ※ただし日本に居住していること パスポートのコピーと外国人登録証明書のコピー(両面)	代表者が外国人(ただし日本に居住していること)の場合のみ必須		

## 提出方法

- ・窓 口(要予約 会員サービス課まで事前にご連絡ください。)

### 【支払方法】現金

- ・郵 送(新潟商工会議所で貿易登録をしている会員のみ可)

※返信用封筒を同封のうえお送りください。

住所:〒950-8711 新潟県新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7階 新潟商工会議所

## 登録・更新料金

- 新規登録

新潟商工会議所 会 員:2,200円

新潟商工会議所 非会員:11,000円

- 更新

新潟商工会議所 会 員:無料

新潟商工会議所 非会員:11,000円

# 更新方法（システムでの操作）

## 1 貿易関係証明発給システムにアクセス

貿易関係証明発給システムにアクセスします。  
<https://coo.gensanchi.icci.or.jp/>

貿易登録証記載の商工会議所コード（新潟の場合は0801）、  
管理者ID、管理者パスワードを入力してください。  
※管理者パスワードを変更している場合は変更後のパスワードを入力してください。  
→管理者ID/パスワードを紛失した場合はこちら  
<https://www.niigata-cci.or.jp/boueki-kanriid>

## 2 メインメニュー「登録内容変更／有効期間更新」をクリック

メインメニューの「登録内容変更／有効期間更新」をクリックし、  
【貿易登録有効期間の更新】から「更新」をクリック

The screenshot shows the main menu of the trade registration system. The menu is divided into two sections: '管理者処理' (Administrator Processing) and '管理者設定' (Administrator Settings). In the '管理者処理' section, there are four buttons: '登録内容/署名者確認', '登録内容変更/有効期間更新', '連絡先等変更', and '署名者管理'. The '登録内容変更/有効期間更新' button is highlighted with a red dashed box. A blue arrow points from this button to the '更新' (Update) button in the '貿易登録有効期間の更新' section. This '更新' button is also highlighted with a red dashed box. Below the '更新' button, there is a '戻る' (Back) button.

メインメニュー

管理者処理

登録内容/署名者確認 登録内容変更/有効期間更新 連絡先等変更 署名者管理

管理者設定

パスワード変更

【貿易登録情報の変更・署名者の追加/変更/削除】 変更

右記の「変更」ボタンから、登録内容の変更申請を開始してください。

【貿易登録有効期間の更新】 更新

右記の「更新」ボタンから、有効期間の更新申請を開始してください。  
更新と合わせて、登録内容を変更することも可能です。  
「更新」ボタンは有効期間満了日の30日前から押下可能です。

貿易登録有効期間 2024/12/03 まで（残り21日）

戻る

# 更新方法（システムでの操作）

## 3 企業情報の入力

貿易登録変更・更新画面が表示されます。  
変更箇所があれば修正してください。  
※貿易登録の内容に変更があった場合は更新を待たず、  
その都度、変更申請を行ってください。

修正が完了したら、「署名者確認に進む」をクリックしてください。  
変更点がなければ、そのまま「署名者確認に進む」をクリックしてください。

業種	選択してください	業種(その他)	
主要取扱品	選択してください	主要取扱品(その他)	
貿易取引額 (輸出)	例: 10000	貿易取引額 (輸入)	

ボタン: メインメニューに戻る, 申請キャンセル, 「署名者確認」に進む

↑画面を一番下までスクロールするとボタンが出てきます。

## 4 署名者情報の入力

現在、登録されている署名者が一覧で表示されます。  
追加や変更があれば修正してください。  
※署名者に関する情報も変更や追加があった場合は更新を待たず、  
その都度、変更・追加申請を行ってください。

修正完了または変更がなければ必要書類の印刷をクリック

申請番号	220100000258	申請者	CCI貿易株式会社
------	--------------	-----	-----------

署名者追加

ユーザー件数: 8

ユーザー番号	氏名 (和文)	氏名 (英文)	役職 (英文)	E-mail	申請区分	操作
00001	名間 一部	Ichiro Meisho		kumagai@nagoya-cci.or.jp		修正 削除
00002	中川 三郎	Saburo Nakagawa		toyoshi@nagoya-cci.or.jp		修正 削除
00003	東 四郎	Shiro Azuma			削除	修正 取消
00015	港 九朗	kuro minato		toyoshi@nagoya-cci.or.jp		修正 削除
00017	西 七之助	Shichinosuke Nishi		nishi@nagoya-cci.or.jp	変更	修正 削除
00018	北 五郎	Goro KITA		toyoshi@nagoya-cci.or.jp		修正 削除
00019	熱田 十郎	Juro ATSUTA		toyoshi@nagoya-cci.or.jp		修正 削除
00025	天白 花子	Hanako Tempaku		tempaku@nagoya-cci.or.jp	追加	修正 取消

ユーザー件数: 8

ボタン: 「企業情報入力」に戻る, 「必要書類の印刷」に進む



# 提出書類の準備

## 2

### 誓約書への押印、署名届への肉筆サイン

登録情報の確認後、以下の画面が表示されます。

①誓約書 ②業態内容届 ③署名届 以上3点をA4白紙に印刷して下さい。

貿易関係証明に関する誓約書 (申請者) 2024年11月14日

新潟商工会議所 御中

1. 当社/私は、1923年11月3日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約 (昭和27年条約第17号) ならびに商工会議所法 (昭和28年法律第143号) 第9条第5号および第6号に基づいて、貴所が発給する原産地証明書その他の貿易関係証明 (以下「貿易関係証明」という。) に関し、「商工会議所発給地証明書等貿易関係証明認定規程」 (以下「認定規程」という。) により提出する申請書類 (典拠書類を含む) の記載内容が全て真実かつ正確であることを保証します。

2. 貿易関係証明の申請に当たっては、権限を有する者の貿易関係証明申請者署名届および貿易関係証明申請者業態内容届からなる貿易関係証明申請者登録台帳 (以下「登録台帳」という。) ならびに必要な典拠書類を提出し、申請者としての登録を行います。

3. 当社/私は、貴所から発給を受けた貿易関係証明をその本来の目的以外に使用しないことを誓約します。もし一方、貿易関係証明の内容またはその使用に関連して疑義紛争等が生じるおそれがある場合、もしくはそれらが生じた場合においては、下記の条件によってその処理にあたり、その一切の責任を負うとともに、貴所に迷惑をかけることを誓約します。

(1) 通知の義務  
貿易関係証明に関連して、なんらかの事故の発生のおそれがある場合、もしくはそれが発生した場合においては、その処理について速やかに貴所に通知します。

(2) 弁償の義務  
貿易関係証明の使用に関連して、貴所になんらかの経済的損失を引き起こした場合、または第三者より訴訟等の法的手段に訴えられた場合、もしくはその他の方法で請求を受けたような場合においては、貴所が被った一切の損害および費用等について速やかに弁償します。

(3) 誓約事項に違反した場合  
上記誓約事項について違反の事実が判明した場合、もしくは違反の事実ありとみなされる疑義が生じた場合には、認定規程に基づき貴所が採られる申請者としての登録の抹消または貿易関係証明の一時発給停止等の措置に予め同意し、後日異議を申立てません。

4. 当社/私は、代行業者に貿易関係証明の申請を委託する場合、代行業者に認定規程を遵守させ、その申請に係る一切の行為に対し全責任を負うことを誓約します。

社名 株式会社新潟CCI貿易

(役職) 代表取締役  
代表者 (氏名) 相馬 七海

申請番号: 8010000019

押印

貿易関係証明 (申請者) 署名届 2024年11月14日 15:03 更新 新規

会社名	ニイガタショウコウカイギシヨウエキ 株式会社新潟CCI貿易
(役職) 代表者 (氏名)	代表取締役 相馬 七海

氏名 (和文)	会議所 太郎
氏名 (英文)	kaigisho taro
役職 (英文)	
E-Mail	souma-n@niigata-cci.or.jp
ユーザー番号	00001

署名 (Signature)

署名 (Signature) は、原産地証明書が発行される際の印字に使用します。  
A4サイズの白い紙に等価・同量で印刷してご利用ください。

●記入上の注意  
・書くはっきりと  
・署名は、署名前 (スタンプ、サイン) 枠内の大きさ  
・書きのりや糊は使わないでください。

署名記入例

良い例	悪い例

申請番号: 8010000019

肉筆でサイン

**!** サインにご注意ください!



枠線ギリギリや枠線からはみ出したものは受け取れません

悪い例では署名を正確に読み取れないため、再提出になります。

# 提出書類の準備・提出

## 3 必要書類を準備する

以下の表に従い、必要書類を準備してください。

※①誓約書 ②業態内容届 ③署名届 は03-②までの手順でシステムで印刷済みです。

準備書類	新規の場合	更新の場合	登録していたが、有効期限より3年以上経っている
<b>電子システムより印刷するもの</b>			
誓約書 ※印鑑や会社印などを押したもの	○	○	○
業態内容届	○	○	○
署名届 ※サイン欄に手書きのサインを書いたもの	○	○	○
<b>各事業所で準備するもの</b>			
登記簿謄本【履歴事項全部証明書】※ (個人事業主の場合は住民票) ※間違えて現在証明書を提出される方が多くなっています <b>必ず履歴事項全部証明書をご準備ください。</b>	○	○	○
代表者(会社登記の実印)の印鑑証明書 (個人事業主の場合も印鑑証明書が必要になります)	○	不要	○
定款・団体規約・事業報告書のいずれか(コピー可) (個人事業主の場合は開業届や納税証明書のコピー)	○	不要	不要
<b>場合によっては必要になるもの</b>			
中古品を取り扱う場合 古物許可証(各都道府県の公安委員会発行)のコピー	中古品を取り扱う場合のみ必須		
代表者が外国人の場合 ※ただし日本に居住していること パスポートのコピーと外国人登録証明書のコピー(両面)	代表者が外国人(ただし日本に居住していること)の場合のみ必須		



**提出書類の間違いが増えています！**

履歴事項全部証明書の提出が必要です。

間違えて「現在証明書」を提出される方が増えています。法務局での取得の前にご確認をお願いいたします。

## 4 新潟商工会議所へ提出

・窓口(要予約 会員サービス課まで事前にご連絡ください。)TEL:025-290-4411

【支払方法】現金

・郵送(新潟商工会議所で貿易登録をしている会員のみ可)

※返信用封筒を同封のうえお送りください。

住所:〒950-8711 新潟県新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7階 新潟商工会議所



**TEL:025-290-4209**

**E-mail:boueki-shoumei@niigata-cci.or.jp**